

平成21年度
総合評価方式の実施方針(案)
(工事)

平成21年3月12日

中国地方整備局

第一部会関係

1. 総合評価方式の実施方針(案)

◆総合評価方式の適用

- ・原則として、全ての工事を対象に総合評価方式を実施。(指名競争入札、随意契約を除く)
- ・工事難易度の評価結果等により、簡易型、標準型(I型・II型)、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択。**標準型(II型)の適用を拡大する。**

◆施工体制確認型総合評価方式の適用

- ・原則として、予定価格1千万円以上の全ての工事を対象に施工体制確認型総合評価方式(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性を点数評価)を試行。
- ・調査基準価格以上での応札者に対しても「厳格な調査」を実施。
- ・ただし、工事内容等を考慮し、施工体制確認型を適用し難い場合は試行対象としないことができる。

◆簡易型(施工能力評価方式)の適用

- ・平成20年度に引き続き、技術的工夫の余地が極めて小さい工事について、企業の同種工事の成績、配置予定技術者の資格及び経験等を評価項目とし、施工能力を簡易に評価する簡易型(施工能力評価方式)を試行。
- ・適用工事は、造園工事、塗装工事、維持修繕工事、営繕関係工事(比較的小規模な建築・電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備工事)等とする。



2. 総合評価方式に関する現状の課題と対策(案)

【課題1:評価結果の一団化】

○個々の技術提案の評価が、厳密に全体の評価に反映できないため、競争参加者の優劣が付き難い事例が発生。

【対策(案)1】

●配点の細分化等

現在の3段階評価(優・良・可)を行っていたものを5段階評価(A・B・C・D・E)に変更

→ 配点を細分化することにより、より厳密に評価

【課題2:オーバースペック(過剰な技術提案)の発生】

○総合評価方式の適用拡大により、全国的に要求以上のコスト負担を要する提案が増加するとともに、技術ダンピングと
なっている恐れがあり、総合評価方式を適正に行うためにはこのようなオーバースペックな技術提案を抑制する必要がある。

【対策(案)2】

●入札説明書への記載の工夫及びHPでの事例公表等

●オーバースペック等を例示する工事を試行実施

【課題3:発注者、受注者の負担大】

○総合評価方式拡大により、依然として、参加企業の技術提案書及び発注者の評価業務の負担が多く、発注手続きに要する負担軽減が引き続き必要

【対策(案)3】

●技術提案と具体的な施工計画の一本化

【対策(案)4】

●標準案の簡素化

【課題2:オーバースペック(過剰な技術提案)の発生】(標準型(I型・II型))

- 総合評価方式の適用拡大により、全国的に要求以上のコスト負担を要する提案が増加するとともに、技術ダンピングとなっている恐れがあり、総合評価方式を適正に行うためにはこのようなオーバースペックな技術提案を抑制する必要がある。

【対策(案)2】

●入札説明書への記載等

入札説明書に、オーバースペックな技術提案において、評価に反映させる旨を記載すると共に、オーバースペックと判断できる技術提案においては、事例としてHP等で公表することを検討する。

●オーバースペック等を例示する工事を試行予定。

●有効な技術提案のみを求めていくこととし、提案数を絞り込む

「技術提案を求める視点」を設ける場合……最大10提案

「技術提案を求める視点」を設けない場合……最大5提案

(入札説明書記載例) ↓下記のとおり青字の記載を追加する。(視点設定を行っている場合は赤字を追加)

5. 技術的能力の審査及び総合評価に関する事項

2) 技術提案(具体的な施工計画)(加算点1)

加算点を与えるのは、履行状況が具体的に確認、検査できるものに限る(例えば、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するよう努める」、「可能な限り〇〇する」というものには、加算点を与えない。)。ただし、**過度にコスト負担を要する技術提案事項と判断した場合は、より優位な評価はしない。**(以下、このような提案は「**オーバースペックな技術提案(具体的な施工計画)**」という。)

技術提案(具体的な施工計画)の評価は、全ての視点に対して有効な提案をした者を優位に評価する。

【課題3:発注者、受注者の負担大】

○総合評価方式拡大により、依然として、参加企業の技術提案書作成及び発注者の評価業務の負担が多く、発注手続きに要する負担軽減が引き続き必要

【対策(案)3】技術提案と具体的な施工計画の一本化(標準型(I型・II型))

技術提案と具体的な施工計画の配点を一本化し、技術提案(具体的な施工計画)として一体で評価する。これにより、コンクリート構造物の混和剤等、新技術・新材料に偏りがちな技術提案に対して、締固め、養生方法等より施工プロセスを重視した評価を行うことが可能となる。

下記のとおり、技術提案書と具体的な施工計画の様式変更を行い、技術提案(具体的な施工計画)として、提案を求め評価する。ただし、提案概要(提案内容、提案目的、標準案との相違点、期待される効果)を明確にするため、従来の技術提案書の記載内容を組み込んだ施工計画書として提出を求める。また、これに伴い、評価表も変更を行い、評価の決め手(根拠)を明確にするよう努める。

【技術提案 提出様式】

NO.	提案目的(視点)	項目	提案内容	標準案との相違点	期待される効果及び提案の確実性
1	配合に関する技術提案	○○○○○……	○○○○○……	○○○○○……	○○○○○……
2	締固めに関する技術提案	□□□□□……	□□□□□……	□□□□□……	□□□□□……
3	養生に関する技術提案	×××××……	×××××……	×××××……	×××××……
4	型枠に関する技術提案	△△△△△……	△△△△△……	△△△△△……	△△△△△……
5	打継処理に関する技術提案	○○○○○……	○○○○○……	○○○○○……	○○○○○……
6	その他	□□□□□……	□□□□□……	□□□□□……	□□□□□……
7					
8					
9					
10					

技術提案と具体的な施工計画を一体として求めて評価

【技術提案(具体的な施工計画) 提出様式】

NO.	提案目的(視点)	提案の概要	標準案との相違点	期待される効果及び提案の確実性
1	配合に関する技術提案	○○○○○……	○○○○○……	○○○○○……
【提案に関する具体的な施工方法】				

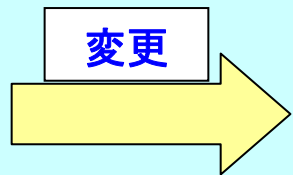
NO.	提案目的(視点)	提案の概要	標準案との相違点	期待される効果
2	締固めに関する技術提案	□□□□□……	□□□□□……	□□□□□……
【提案に関する具体的な施工方法】				

⋮

NO.	提案目的(視点)	提案の概要	標準案との相違点	期待される効果
10	その他	□□□□□……	□□□□□……	□□□□□……
【提案に関する具体的な施工方法】				

【提案に関する具体的な施工計画 提出様式】

具体的な施工計画(施工方法等)	
(配合に関する工夫)	1. (技術提案項目) ○○○○……
(締固めに関する工夫)	1. (技術提案項目) ○○○○……
(養生に関する工夫)	1. (技術提案項目) ○○○○……
(型枠に関する工夫)	1. (技術提案項目) ○○○○……
(打継処理に関する工夫)	1. (技術提案項目) ○○○○……
(その他品質・耐久性向上をさせる工夫)	1. (技術提案項目) ○○○○……



【課題3：発注者、受注者の負担大】

○総合評価方式拡大により、依然として、参加企業の技術提案書作成及び発注者の評価業務の負担が多く、発注手続きに要する負担の軽減が引き続き必要。一方で、「不良不的確業者の排除」を目的とした競争参加資格審査時の**技術的所見(標準案) 施工計画の審査**については、一般競争の拡大及び総合評価方式の適用拡大により**定型化**しており、概ね入札参加企業からの提出された施工計画は、発注者側が示す「標準案」と同じで適正である。よって、この審査に対する労力を軽減する必要がある。

【対策(案)4】標準案の簡素化(標準型(I型・II型))

●技術的所見(標準案)の施工計画の審査を下記のとおり簡素化し、企業の資料作成及び発注者側の審査の負担を軽減する。

(入札説明書記載例)

- 8. 競争参加資格の確認等
- 3) 技術的所見(別記様式4)、技術提案(具体的な施工計画)(別記様式5)
- ①標準案による技術的所見

標準案による技術的所見は、下記をa)~f)予定しているが、発注者側の「標準案」のとおり施工する場合は、別記様式4の該当する口欄をチェックするのみで資料提出は不要である。追記がある場合には、別記様式4の該当する口欄をチェックし、下記様式に記載すること。なお、[任意選択]及び[自由選択]に関する事項を記載する必要はない。また、別記様式4の標準案の施工方法によらず、技術提案のみを提出する場合は、別記様式4の該当する口欄にチェックし、別記様式5(前述の技術提案記載様式)に記載すること。なお、記載内容は、標準案を提出しない代わりに当該項目の全般に渡るもの(標準案に該当するものも含めるという意味)とすること。この場合において、記載内容が標準案の記載事項の極一部に限られ、技術力の有無が確認できない場合は、4.(6)を満足しないものと判断し、競争参加資格がない者とする。

【標準案による技術的所見】←発注者側の技術的所見(標準案)の明記

- a)●●●においては、土木工事共通仕様書●編●章●節●-●-●-●~●-●-●-●に準じて施工する。
- b)▲▲▲においては、土木工事共通仕様書▲編▲章▲節▲-▲-▲-▲~▲-▲-▲-▲に準じて施工する。
- c)■ ■ ■においては、土木工事共通仕様書■編■章■節■-■-■-■~■-■-■-■に準じて施工する。
- d)○○○においては、土木工事共通仕様書○編○章○節○-○-○-○~○-○-○-○に準じて施工する。
- e)△△△においては、土木工事共通仕様書△編△章△節△-△-△-△~△-△-△-△に準じて施工する。

右記様式の口欄を選択し、標準案提出に代える

上記のとおり発注者側の「標準案」を明記し、右記様式口欄で、この「標準案」での施工を選択した参加企業は、施工計画を適正に行うとして、資料提出を省略する。なお、この「標準案」に追記を申し出た企業及びこの「標準案」によらず、「技術提案」のみで施工することを選択した企業は、従来どおり審査を行い、適正でない場合は、競争参加資格がない者とする。

【別記様式4 技術的所見(標準案)記載様式】

(別記様式4) (用紙A4)
会社名は記載しないこと。

技術的所見(標準案)
(工事名: ●●工事)
下記該当箇所口欄にチェックし、該当事項を記載する。

●●の対策に関する施工計画(施工方法等)

●●工事の技術的所見(標準案)については、入札説明書5.(2)の(施工条件)の項に以下のとおりとします。(発注者の標準案により施工する場合(追記の場合を含む))【なお、技術提案が適正と認められた場合には、技術提案に基づき施工します。】

●●工事の技術的所見(標準案)については、入札説明書5.(2)の(施工条件)の項に別記様式5のとおりとします。(発注者の標準案によらず施工する場合)

具体的な施工方法等

(※入札説明書8.(3)3)①に記載した発注者側の標準案を下記のとおり記載する。)

【技術的所見(標準案)】

- a)●●●においては、土木工事共通仕様書●編●章●節●-●-●-●~●-●-●-●に準じて施工する。
- b)▲▲▲においては、土木工事共通仕様書▲編▲章▲節▲-▲-▲-▲~▲-▲-▲-▲に準じて施工する。
- c)■ ■ ■においては、土木工事共通仕様書■編■章■節■-■-■-■~■-■-■-■に準じて施工する。
- d)○○○においては、土木工事共通仕様書○編○章○節○-○-○-○~○-○-○-○に準じて施工する。
- e)△△△においては、土木工事共通仕様書△編△章△節△-△-△-△~△-△-△-△に準じて施工する。

【追記事項】

3. 総合評価方式における評価項目の追加等

平成21年度より、下記について評価項目の追加等を行う(WTO案件は除く)。

1. 配置予定技術者の能力(同種工事の工事成績)【現場代理人経験の加点の追加】

従来、申請書に記載された同種工事の経験の評定点について、従事役職が主任(監理)技術者を加点対象としていたが、平成21年度から現場代理人での経験についても加点対象とする。ただし、加点は、主任(監理)技術者の1/2を乗じた点とする。

※平成8年度以降に完成した中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、

○従事役職が主任(監理)技術者の場合(従来どおり)

80点以上/75点以上80点未満/70点以上75点未満/65点以上70点未満/実績なしで評価し、それぞれ 4.0点/3.0点/2.0点/1.0点/0.0点の加算点を与える。

○従事役職が現場代理人の場合(新設)

80点以上/75点以上80点未満/70点以上75点未満/65点以上70点未満/実績なしで評価し、それぞれ 2.0点/1.5点/1.0点/0.5点/0.0点の加算点を与える。

2. As舗装工事における配置予定技術者の資格保有【舗装施工管理技術者】

従来、As舗装工事において、競争参加資格審査要件として、「舗装施工管理技術者」資格保有を設定していたが、この要件を撤廃したことを受けて、As舗装工事について、総合評価の加点項目として追加する。

第二部会関係



1. 平成21年度 総合評価方式の実施方針

◆総合評価方式の適用

- ・原則として、**全ての工事を対象に総合評価方式を実施。**(指名競争入札、随意契約を除く。)
- ・工事難易度の評価結果等により、簡易型、標準型(I型・II型)、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択。

◆施工体制確認型総合評価方式の適用

- ・原則として、予定価格1千万円以上の**全ての工事を対象に施工体制確認型総合評価方式(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性を点数評価)を試行。**
- ・調査基準価格以上での応札者に対しても「厳格な調査」を実施。

◆簡易普及型の適用

- ・平成20年度に引き続き、**技術的工夫の余地が極めて小さい工事について、企業の同種工事の施工実績、配置予定技術者の同種工事の施工経験等を評価項目とし、施工能力を簡易に評価する簡易普及型を試行。**
- ・適用工事は、工事難易度II以下、予定価格9千万円未満の港湾土木工事、空港等土木工事とする。(小規模な建築・電気設備等の工事も対象とする。)

2. 総合評価方式に関する課題と対策(案)

【課題1: オーバースペック(過剰な技術提案)の発生】(標準型(I型・II型))

○総合評価方式の適用拡大により、要求以上のコスト負担を要する提案(技術ダンピング)が増加しているため、総合評価方式を適正に行うためには、この様なオーバースペックな技術提案を抑制する必要がある。

【対策(案)1】

●入札説明書への記載等

入札説明書に、オーバースペックと判断される技術提案を例示し、提案は評価しない旨記載する。

また、例示以外にもオーバースペックと判断される技術提案があった場合には、標準案による施工とする旨通知する。

【課題2: 技術提案資料の作成・評価業務の負担軽減】(標準型(I型・II型))

○総合評価方式の適用拡大により、標準案と同等と判断される技術提案が多数あるため、参加企業の技術提案書の作成や発注者の評価業務の負担軽減を図る必要がある。

【対策(案)2】

●技術提案数の上限値の制限

現在、各評価項目毎に最大8提案迄(平成20年9月以降公告より)に制限して試行しているが、技術提案の評価結果状況を分析の上、技術提案数の抑制を検討する。

3. 平成21年度 総合評価方式の取り組み

① 専門工事審査型総合評価方式の試行

◆下請業者へのしわ寄せを抑制すること、及び工事目的物の品質に対し実質的な大きな影響を与える専門工事業者の施工能力等を的確に評価することによる工事品質の確保を目的とし、専門工事審査型総合評価方式を試行する。

◆平成21年度は、3件程度の試行工事を予定している。

② 地域貢献活動審査型総合評価方式の試行

◆地元企業の地域経済や雇用及び災害時の対応など地域貢献活動を的確に評価することによる地元企業の活用促進を目的とし、地域貢献活動審査型総合評価方式を試行する。

◆対象工事(元請)は、港湾土木工事Bランクを予定。(簡易型)